

長浜市包括的行政事務委託業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「長浜市包括的行政事務委託業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 長浜市包括的行政事務委託業務
- (2) 業務内容 「長浜市包括的行政事務委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「長浜市包括的行政事務委託業務提出書等作成要領」（以下「作成要領」という。）による。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

3. 見積上限額

見積額の上限は、26,143,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5. スケジュール

公募開始	令和7年4月 7日（月）
質疑受付締切	令和7年4月21日（月）
質疑に対する回答（市ホームページ）	令和7年4月24日（木）予定
参加申込書の提出期限	令和7年4月30日（水）
企画・技術提案書等の提出期限	令和7年5月13日（火）
ヒアリング審査	令和7年5月15日（木）

6. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者としします。

- (1) 令和7年度の長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）に基づく入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

でないこと。

7. 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式第6号）により、電子メール、郵送、持参又はファクシミリにて提出すること。
 - ※ ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課において着信したことを確認してください。
 - ※ 郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。
 - ※ 電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (2) 期限 令和7年4月21日（月）午後4時45分まで（必着）
- (3) 提出先 長浜市未来創造部政策デザイン課（下記15. 問い合わせ先のとおり）
- (4) 回答方法 令和7年4月24日（木）頃までに市ホームページに掲載します。なお、質問者の名称等は公表しない。

8. 参加申込の手続

- (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を各1部提出してください。

 - ① 参加申込書（様式第1号）
 - ② 会社案内及び会社概要（組織においては、体制等が分かる資料）
 - ③ 決算書（直近事業年度の貸借対照表と損益計算書が掲載されているもの）
- (2) 提出期限
令和7年4月30日（水）午後4時45分まで（必着）
- (3) 提出方法
持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。
- (4) 提出先
長浜市未来創造部政策デザイン課（下記15. 問い合わせ先のとおり）
- (5) 参加資格審査結果の通知
参加資格審査の結果は、令和7年5月1日（木）に電子メールで送信します。
- (6) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。書面の提出は次により行うこと。
 - ① 提出期限 令和7年5月8日（木）正午まで
 - ② 提出方法 電子メールにて
 - ③ 説明を求めた者に対する回答は、令和7年5月9日（金）午後3時までに電子メール

により行います。

9. 企画・技術提案書の提出

(1) 提出書類

参加資格審査確認結果通知書（様式第2号）により提案者として認められたものは、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。提出書類の作成にあたっては、別添「作成要領」を参照してください。

- ① 参加資格審査確認結果通知書（様式第2号）の写し 1部
- ② 企画・技術提案書 正本1部 副本1部
- ③ 同種・類似業務実績報告書（様式第3号） 1部
- ④ 見積書（見積明細書含む） 1部

企画・技術提案書等の提出物については印刷物の他、企画・技術提案書等で提出する書類②～④の電子ファイルを収録したCD-ROM（DVD-ROM）を1部提出すること。

(2) 提出期限

令和7年5月13日（火）午後4時45分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先

長浜市未来創造部政策デザイン課（下記15. 問い合わせ先のとおり）

10. 審査方法及びヒアリング日程

(1) 選定方法

候補者の選定にあたっては、長浜市包括的行政事務委託業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、本要領及び仕様書等に基づき提出された企画・技術提案書等により審査を行います。審査項目ごとの評価の視点、指標及び配点は、別添「審査項目」を参照してください。

(2) ヒアリング審査基準

選定委員会の審査においては、次のとおり提案者からヒアリングを行い、提案内容を総合的に審査します。なお、ヒアリングは次のとおり実施します。

- ① ヒアリング日程は、令和7年5月15日（木）を予定しています。時間や場所等の詳細については、別途連絡します。
- ② 提案者あたりの説明時間は提案者の自己紹介等を含み30分以内とし、質疑応答は、30分程度とします。
- ③ 審査は、提出された企画・技術提案書等に基づいて審査します。
- ④ 複数の提案者がいる場合の説明の順番は、企画・技術提案書等を受け付けた順とします。
- ⑤ 提案者が1者であっても、本公募型プロポーザルは成立するものとします。

- ⑥ プレゼンテーションソフトを利用して説明する場合、使用するデータをCDに保存し、提案書類と併せて提出してください。パソコン・プロジェクター・スクリーンは市が準備します（パソコンに搭載しているプレゼンテーションソフトは、「Microsoft Office PowerPoint2019」です。）。なお、プレゼンテーションソフトの使用は、審査を受ける上での絶対条件ではありません。
- ⑦ 説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とします。

1 1. 審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての提案者に文書（様式第5号）にて通知します。
- (2) 通知時期 令和7年5月28日（水）（予定）

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画・技術提案書の提出は1者につき1案とします。

1 3. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画・技術提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本公募型プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

1 4. その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできません。
- (3) 参加辞退の場合
参加申込書の提出後又は企画・技術提案書等の提出後、都合により参加を辞退すること

になった場合は、速やかに辞退届（様式第4号）を未来創造部政策デザイン課（下記15. 問い合わせ先のとおり）あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ ヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積書の金額が見積上限額を超過したとき
- ⑦ 提案審査において最低基準点が設定された場合に、その最低基準点を評価点が下回ったとき

(5) 著作権等の権利

企画・技術提案書等の著作権は、当該企画・技術提案書等を作成した者に帰属するものとします。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画・技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

- (6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

15. 問い合わせ先

長浜市役所 未来創造部政策デザイン課 担当 野村、山崎

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町6-3-2 番地

電話番号 0749-65-6505

FAX番号 0749-65-4006

E-mail sougou@city.nagahama.lg.jp